



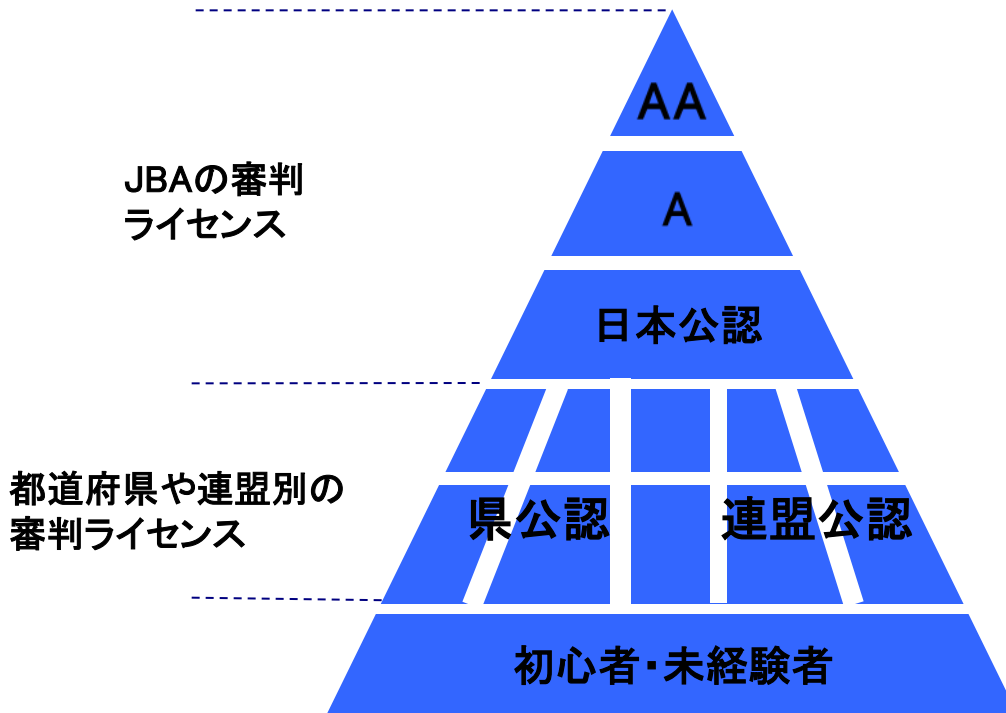
# JBA審判

## (新)ライセンス制度概要

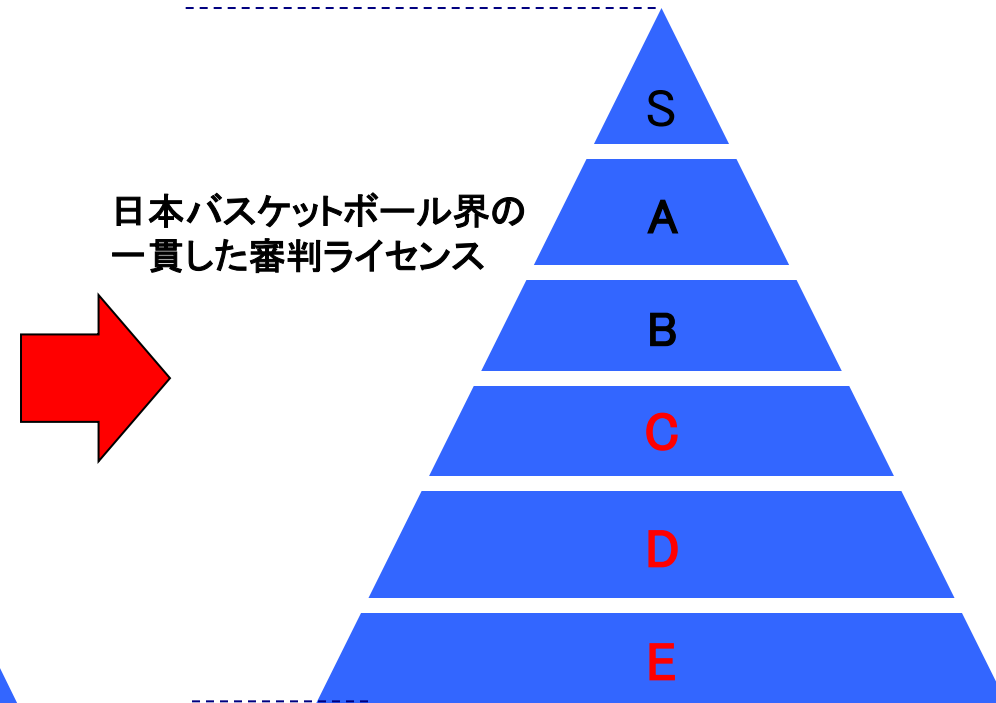
## 【(新)ライセンス制度の意義・目的】

1. 従来のJBA公認AA級、A級、日本公認という3段階のライセンス制度から、C級、D級、E級を加えた6段階制にし、これまでJBA登録をしていなかった未公認審判員のライセンスを一本化し、JBAおよび都道府県協会の審判登録管理・推進体制の整備を行う。
2. 今後の新規大会の創設、リーグ戦化構想による大会審判員の増員の必要性を鑑み、審判未経験者層からの拡大を図る。
  - ・各都道府県の未承認大会の登録・管理の推進による、都道府県承認大会の増加
  - ・リーグ戦化構想(地域リーグ・社会人リーグ等)によるゲーム数の増加
3. これまで都道府県や各連盟が独自に発行していた審判資格を統一し、全国共通のライセンス制度のもとで審判員の育成・普及を行うことで、審判レベルのさらなる向上を図る。
  - ・全国どこで取得しても同じライセンス、同じ登録費
  - (現状:都道府県登録費により、所属する都道府県によって同じライセンスでも登録費の違いがある)
4. 一定の基準を持ったライセンス取得者による競技大会の運営により、競技者に対する環境整備を図り、競技力の向上を推進する。(競技者登録費に対する還元)
  - ・公式大会は、すべてJBA審判ライセンスを持った審判で運営されるという、競技上の環境を担保する

【現状】



【2016年～】



- ◆都道府県や各連盟が独自に発行していた審判資格を統一し、全国共通のライセンス制度とする。
- ◆JBAおよび都道府県協会の審判登録管理の一元化およびライセンス取得の推進体制の整備を図る。

各カテゴリーを担当する審判員は、下記の通り、ライセンス登録をしていなければならない。

大会カテゴリー	登録ライセンス	対応区分
B.LEAGUE、WJBL	S 級	トップリーグおよびJBAが主催・管轄する大会を担当することができる
全国大会	A 級	JBAが主催・管轄する大会および地域ブロック協会が主催する試合を担当することができる A級審判員で特に優れているとJBAが認めた審判員については、トップリーグを担当することができる
ブロック	B 級	地域ブロック協会が主催する大会および都道府県協会が主催する試合を担当することができる B級審判員で特に優れているとJBAが認めた審判員についてはトップリーグを、ブロック協会が認めた審判員についてはブロック協会が主催する試合を担当することができる
都道府県大会	C 級	都道府県協会が主催する試合を担当することができる
地区・連盟大会	D 級	地区、連盟が主催する試合を担当することができる D級審判員で特に優れていると都道府県協会が認めた審判員については、都道府県協会が主催する試合を担当することができる
地区・連盟大会	E 級	地区、連盟が主催する試合を担当することができる

現行のライセンス取得者は、下記の通り新ライセンスへ移行し、2016年度の更新登録を行う。

新ライセンス	移行方法
S級	AA級をそのまま移行
A級	A級をそのまま移行
B級	日本公認から、その活動状況に応じて都道府県協会が選抜し移行
C級	日本公認から、その活動状況に応じて都道府県協会が選抜し移行 県公認をそのまま移行
D級	地区公認、連盟公認をそのまま移行
E級	チーム帯同審判員、初級者

登録者は、年度内に各カテゴリーの強化合宿または研修会に参加した後、翌年度の更新登録手続きを行う。

登録	更新のための 参加義務	主催	実施時期	参加すべき回数	更新可能年齢	実施内容			
						実技	ルール テスト	フィットネス テスト	講義
S 級	強化合宿	JBA	4月～9月	1回以上	55歳未満	△	○	○	○
A 級	強化合宿	ブロック協会	4月～翌年2月	1回以上	55歳未満	○	○	○	○
B 級	強化合宿	都道府県協会	4月～翌年2月	1回以上	満18歳以上	○	○	○	○
C 級	研修会	都道府県協会	4月～翌年2月	1回以上	満15歳以上	△	△	△	○
D 級	研修会	都道府県協会	4月～翌年2月	1回以上	満15歳以上	△	△	△	○
E 級	講習会	都道府県協会	4月～翌年2月	1回以上	満12歳(中学生)以上	×	×	×	○



## 【登録料の設定】

「審判ライセンス」については、登録者自身の各カテゴリーにおける審判活動による収入(大会謝金等)が見込まれることから、登録費の設定基準については競技者登録やコーチライセンス等との考え方と一線を画す。

S級・A級の登録料は、B.LEAGUE、WJBL等での審判活動による登録者自身の謝金収入の状況を鑑み登録料を設定。

B級以下については、現行の都道府県登録料から総合的に算出し、JBAおよび都道府県協会による審判育成・普及に要する講習会、審査会運営費等の費用を確保し、さらに審判員の増加に伴う各種システムの整備・開発、審判指導者の養成・派遣等の新規事業に対する財源も見込んだ金額を設定。これによりこれまでの事業の継続、およびさらなる推進を担保する。

## 【都道府県配分金】

新設のC級・D級ライセンス取得研修会の運営に要する最低限の費用分(講師謝金・交通費、会場費、諸雑費等)を各都道府県に一律配分として運営資金を確保。さらに、登録者の実数に応じた配分を行い、都道府県の登録および活動状況に応じた財源を確保し、審判育成・普及事業および競技環境整備等の一助とする。

## 【(新)登録料の単価】

### 【現行】

現行	登録料
AA 級	最大 10,000円
A 級	最大 8,500円
日本公認	最大 8,000円
県公認	-

### 【内訳】

JBA登録料	都道府県登録料
5,000円	最大 5,000円
4,500円	最大 4,000円
4,000円	最大 4,000円
0円	都道府県ごと

\*都道府県ごとに設定



## 【2016年度～】

新ライセンスの登録料については、「全国どこで取得しても同じライセンス登録料」という主旨を鑑み、各都道府県がそれぞれの登録料金額を設定し徴収することはせず、新登録料の中から「一律配分金」および各都道府県の「登録人数に応じた配分金」を分配することとする。

(金額詳細等については、全国理事長会議にて報告)



## 【JBA登録料】

増収となるJBAの登録料については、主に登録・管理・教育・情報システム等の開発・環境整備、各カテゴリーにおける審判員の強化・育成・普及をはじめとする審判活動全般への環境整備の財源とする。

- ◆登録者増加に伴う登録・管理・教育・情報配信システム等の整備・開発
- ◆競技環境の整備
- ◆審判指導者(審判インストラクター)資格の創設、養成、派遣事業
- ◆審判強化・育成事業(ブロック・都道府県への審判指導者派遣の強化、講習会運営等の補助施策)
- ◆審判普及事業(情報の還元、広報活動の強化)
- ◆国際審判員育成事業(トップリーグとの連携強化)

## 【都道府県配分金】

都道府県配分金により、多くの都道府県が現行の登録費よりも増収が見込まれる。特に新規設置となるC級・D級ライセンス取得研修会の運営費用を一律負担金により担保するとともに、各都道府県・各地区・各連盟の審判育成・普及事業のみならず、競技環境整備全般に有効に活用するとともに、より発展的な事業展開の基盤を構築する財源として活用する。

## 【登録の時期】

ライセンス種別の増設に伴い、各県内でのライセンス取得者の活動を速やかに行うために、また、登録者数の増加による都道府県協会の承認業務等の負担を分散、軽減するために、下記の通りの登録を行う。

1. S級、A級、B級の新規登録、すべての更新登録の期間を下記の通りとする（年1回）

◆新規登録：3月～4月末日      ◆更新登録：3月～6月末日

※新規登録者については、登録が完了するまでは当該ライセンス取得者としての活動は不可とする

2. C級、D級、E級(2016年度のみ)は、年度内に2回の新規登録時期を設け、それぞれ登録した時からライセンス取得者としての活動を可能とする（登録費は1年分の徴収）

◆第1回：6月～8月末日      ◆更新登録：9月～12月末日

3. E級については、年度内で適宜、新規ライセンスの取得を可能とする。(2017年度～予定)

## 【登録の移行】

現行資格の移行については、2016年度の登録手続き時に実施する

◆AA級、A級、日本公認ライセンス取得者 → 「更新登録」（資格・名称変更を含む）

◆上記以外 → 「新規登録」